

個人事業主の皆さまへ
法 人

浜松市からの
お願いです

※このチラシは、浜松市内で
事業を営む全ての方に送
付しています。



事業系ごみ？ ご存知 について ですか？

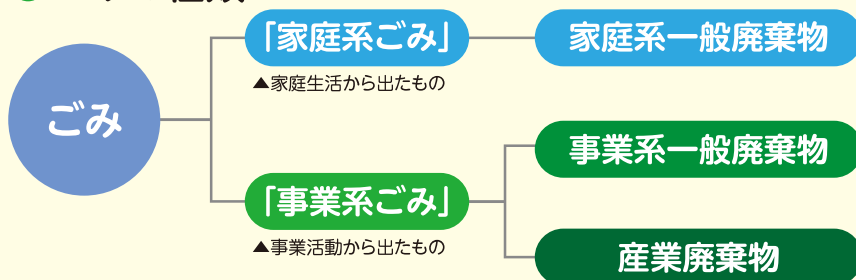
事業系ごみは、地域のごみ集積所に 出せません!!

ごみは大きく2つに分けられます。家庭生活から生じた廃棄物は「**家庭系ごみ**」、会社や店舗※など事業活動に伴って生じた廃棄物は「**事業系ごみ**」に区分されます。さらに事業系ごみの性状や業種によって「**事業系一般廃棄物**」と「**産業廃棄物**」に区分されます。

この「**家庭系ごみ**」と「**事業系ごみ**」は、処理方法が異なるのでご注意ください。

※住宅と併用している会社や店舗等の事業所、学校、公共団体、NPO等も含まれ、営利・非営利を問いません。

●ごみの種類



●ごみの処理方法

「家庭系ごみ」の処理は各自治体が行いますが、「事業系ごみ」の処理は各事業者には責任があります。したがって地域の集積所に出すことはできません。もし「**事業系ごみ**」を**地域の集積所に出すと**「**不法投棄**」として罰せられる場合があります。

事業系ごみの正しい処理方法は、裏面をご覧ください。



事業系ごみの処理方法

STEP1 ごみを産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分けましょう。

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定された以下の20種類の廃棄物のことです。産業廃棄物に該当しない事業系廃棄物は、事業系一般廃棄物になります。

●あらゆる事業活動に伴うもの

- ①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず
⑧金属くず ⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん

●業種が限定されるもの

- ⑬紙くず(建設業・製紙業等) ⑭木くず(建設業・木製品製造業等)
⑮繊維くず(建設業・繊維工業等) ⑯動物系固形不要物(と畜場等)
⑰動植物性残さ(食料品製造業等) ⑱動物のふん尿(畜産農業) ⑲動物の死体(畜産農業)

●その他

- ⑳上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、①～⑱に該当しないもの

注意

一般廃棄物と間違われやすい産業廃棄物

- ・ポリエステルなどの化学繊維で作られた衣服等、緩衝材、PPバンド、洗剤等のボトルなど
- ・食料品製造業から排出された動植物性残さ(野菜くず等)

詳しくは、リーフレットを参照してください。



STEP2 リサイクルできるものはリサイクルしましょう。

リサイクルできる草木類、紙類は、浜松市の清掃工場に搬入できません。

紙類については民間の古紙回収取扱事業者へ相談してください。剪定枝等の草木類(一般廃棄物に限る。)は再生利用指定業者に委託してください。(有料です。)

注:みどりのリサイクルには、事業活動から生じた草木類は入れられません。



▲古紙回収
取扱事業者



▲再生利用
指定業者

STEP3 リサイクルできないごみを捨てに行きましょう。

●事業系一般廃棄物

- ①浜松市西部清掃工場(もえるごみ)
②浜松市平和最終処分場(もえないごみ※)
③天竜ごみ処理工場(もえるごみ)
④水窪・佐久間クリーンセンター(もえるごみ)

※産業廃棄物に該当しないごみのうち、粗大ごみ等【例:木製のダンス等】

自ら捨てに行けない場合は、浜松市から一般廃棄物収集運搬業許可を受けている業者に委託してください(有料です。)

●産業廃棄物

産業廃棄物処理業者に
連絡・相談してください。

有料

産業廃棄物
処理業者と
協議して
ください

自ら捨てに行けない場合は、産業廃棄物
収集運搬業許可を受けている業者に委託
してください(有料です。)

事業系ごみ(一般廃棄物)に関するお問い合わせ先

浜松市環境部ごみ減量推進課 ☎053-453-6229

✉gomigen@city.hamamatsu.shizuoka.jp ☎050-3737-2282

お問い合わせは、メール又はFAXでお寄せください。

〈発行元〉浜松市環境部ごみ減量推進課

〈差出人・返還先〉NTTメールサービスセンター 〒450-0003 名古屋市名村区名駅南4-4-19 NTTタウンページ内 NTTメールサービスセンター